

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市公印規則の一部改正
(環境政策課) 3
- 出納員及びその他の会計職員設置規則
の一部改正 (環境政策課) 4
- 亀岡市介護保険条例施行規則の一部改
正 (高齢福祉課) 5

—— 告 示 ——

- 亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費
補助金実施要綱の一部改正 (保育課) 5
- 公示送達 (保険医療課) 5
- 公示送達 (高齢福祉課) 6
- 公示送達 (保険医療課) 6
- 地縁団体の認可 (自治防災課) 9
- 公示送達 (税務課) 9
- 市道路線の区域変更に関する告示
(土木管理課) 11
- 市道路線の供用開始に関する告示
(土木管理課) 11
- 公示送達 (税務課) 12
- 指定納付受託者の指定 (財産管理課) 13
- 公示送達 (税務課) 14
- 亀岡市家庭用品品質表示法に基づく事
務処理要綱及び亀岡市消費生活用製品
安全法に基づく事務処理要綱の一部改
正 (消費生活センター) 14
- 市道路線の認定に関する告示
(土木管理課) 17

- 市道路線の変更に関する告示
(土木管理課) 18
- 市道路線の区域に関する告示
(土木管理課) 19
- 市道路線の供用開始に関する告示
(土木管理課) 21
- 亀岡市低所得世帯支援給付金支給事務
実施要綱の一部改正 (地域福祉課) 23
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更
(都市計画課) 24
- 特定生産緑地の区域及び面積の変更
(都市計画課) 25

—— 公 告 ——

- 亀岡市高野林・小林土地区画整理組合
の定款変更の認可 (都市計画課) 26
- 一般競争入札の執行 (財産管理課) 27
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 30
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 34
- 都市計画法に関する工事完了の公告
(都市計画課) 38
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況
(市民課) 39
- 都市計画公聴会の開催中止
(都市計画課) 41
- 公募型プロポーザル方式による事業者
の選定 (広報プロモーション課) 41
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 42

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

○令和5年度定期監査及び行政監査結果 に対する措置状況	48
--------------------------------	----

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○選挙人名簿の登録を行う日の変更	50
------------------	----

上下水道部欄

—— 告 示 ——

○亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃 止の告示	50
○亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃 止の告示	50
○亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃 止の告示	51
○亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃 止の告示	51
○亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃 止の告示	52

規則

亀岡市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第28号

亀岡市公印規則の一部を改正する規則

亀岡市公印規則（昭和30年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

17	亀岡市長印	10	20	隸書	亀岡市立文化センター使用許可書	各文化センター館長	各1
					亀岡市交流会館使用許可書	交流会館長	1

」

を

「

17	亀岡市長印	10	20	隸書	亀岡市立文化センター使用許可書	各文化センター館長	各1
					亀岡市交流会館使用許可書	交流会館長	1
					亀岡市環境プロモーションセンター使用許可書	環境政策課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第29号

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則

出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中45の項を46の項とし、11の項から44の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次の1項を加える。

11 亀岡市環境プロモーションセンター使用料の収納	環境政策課長	環境政策課担当職員	
---------------------------	--------	-----------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第30号

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市介護保険条例施行規則（平成12年亀岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記第22号様式中「療養等」を「医療院等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第164号

亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金実施要綱（令和元年亀岡市告示第177号）の一部を次のように改正する。

令和6年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条第1号中「2,500円」を「2,700円」に改め、同条第2号中「4,700円」を「4,800円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和6年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第165号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年8月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度

後期高齢者医療保険料額決定通知書

2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第166号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年8月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度介護保険料督促状 第1期分

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第167号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年8月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定 通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
4	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
5	更正・決定 通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略

23	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
32	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
33	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
34	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
35	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
36	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
37	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
38	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
39	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
40	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
41	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
42	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年8月7日

亀岡市長 桂川孝裕

認可を行った地縁による団体

1 名称 駅北自治会

2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上並びに地方自治の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡及び美化・清掃等区域内の環境の整備
- (2) 集会施設等の維持管理
- (3) 防災対策、福祉活動
- (4) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市亀岡駅北1丁目・2丁目・3丁目
所在する地域を区域とする。

4 主たる事務所

亀岡市亀岡駅北2丁目1番地1

5 代表者の氏名及び住所

氏名 酒井 哲也

住所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 令和6年8月7日

「揭示済」

亀岡市告示第169号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年8月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度市民税・府民税・森林環境税
納税通知書

2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略

12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略
26	省略	省略
27	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第170号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和6年8月15日から令和6年8月29日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 17017
- 2 路線名 大年2号線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市保津町下大年3番54先から 亀岡市保津町下大年3番46先まで	前	6.00m	6.02m	変更後路線幅員 最小 6.00m 最大 6.51m
	後	6.49m	6.51m	
亀岡市保津町下大年3番54先から 亀岡市保津町下大年3番46先まで				変更後路線延長 189.06m

「揭示済」

亀岡市告示第171号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和6年8月15日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和6年8月15日から令和6年8月29日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月15日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
17017	大年2号線	亀岡市保津町下大年3番54先から 亀岡市保津町下大年3番46先まで	32.96m	6.49m ～ 6.51m

「掲示済」

亀岡市告示第172号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年8月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和6年度 市民税・府民税・森林環境税 徴収方法変更通知書	省略	省略
2	令和6年度 市民税・府民税・森林環境税 徴収方法変更通知書	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和6年8月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
名 称 株式会社メルペイ
所在地 東京都港区六本木6-10-1
六本木ヒルズ森タワー
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
物品売払収入
- 3 指定をした日
令和6年8月16日
- 4 指定の期日
令和7年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第174号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年8月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和6年度 市民税・府民税・森林環境税 税額変更通知書	省略	省略
2	令和6年度 市民税・府民税・森林環境税 税額変更通知書	省略	省略
3	令和6年度 市民税・府民税・森林環境税 税額変更通知書	省略	省略
4	令和6年度 市民税・府民税・森林環境税 納税通知書	省略	省略
5	令和6年度 市民税・府民税 税額変更通知書	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第175号

亀岡市家庭用品品質表示法に基づく事務処理要綱及び亀岡市消費生活用製品安全法に基づく事務処理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年8月22日

(亀岡市消費生活用製品安全法に基づく事務処理要綱の一部改正)

第2条 亀岡市消費生活用製品安全法に基づく事務処理要綱(平成24年亀岡市告示第69号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第6条関係)

(表面)

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	
年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
亀岡市長	印

(裏面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成すること。
 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。
 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第176号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月22日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
12152	明 晴 1 号 線	亀岡市千代川町明晴1丁目2番4先	
		亀岡市千代川町明晴3丁目1番1先	
12153	明 晴 2 号 線	亀岡市千代川町明晴3丁目3番26先	
		亀岡市千代川町明晴4丁目4番1先	
12154	明 晴 3 号 線	亀岡市千代川町明晴2丁目4番3先	
		亀岡市千代川町明晴2丁目6番4先	
12155	明 晴 4 号 線	亀岡市千代川町明晴2丁目6番1先	
		亀岡市千代川町明晴2丁目5番5先	
12156	明 晴 5 号 線	亀岡市千代川町明晴2丁目6番7先	
		亀岡市千代川町明晴2丁目9番2先	
12157	明 晴 6 号 線	亀岡市千代川町明晴2丁目9番8先	
		亀岡市千代川町明晴2丁目8番5先	
12158	明 晴 7 号 線	亀岡市千代川町明晴2丁目8番10先	
		亀岡市千代川町明晴2丁目7番7先	
12159	明 晴 8 号 線	亀岡市千代川町明晴3丁目1番27先	
		亀岡市千代川町明晴3丁目2番13先	
12160	明 晴 9 号 線	亀岡市千代川町明晴4丁目1番1先	
		亀岡市千代川町明晴3丁目3番14先	
12161	明 晴 1 0 号 線	亀岡市千代川町明晴4丁目1番22先	
		亀岡市千代川町明晴4丁目2番11先	
12162	明 晴 1 1 号 線	亀岡市千代川町明晴3丁目2番26先	
		亀岡市千代川町明晴3丁目3番13先	
12163	明 晴 1 2 号 線	亀岡市千代川町明晴4丁目2番22先	
		亀岡市千代川町明晴4丁目3番11先	

12164	明 晴 1 3 号 線	亀岡市千代川町明晴5丁目2番1先 亀岡市千代川町明晴5丁目1番7先
12165	明 晴 1 4 号 線	亀岡市千代川町明晴5丁目3番22先 亀岡市千代川町小林北ノ田131番5先
12166	明 晴 1 5 号 線	亀岡市千代川町明晴5丁目4番22先 亀岡市千代川町明晴5丁目3番11先
12167	明 晴 1 6 号 線	亀岡市千代川町明晴5丁目5番22先 亀岡市千代川町明晴5丁目4番11先
12168	明 晴 1 7 号 線	亀岡市千代川町明晴4丁目4番10先 亀岡市千代川町明晴5丁目6番2先
12169	明 晴 1 8 号 線	亀岡市千代川町明晴6丁目1番11先 亀岡市千代川町明晴6丁目2番12先
12170	明 晴 1 9 号 線	亀岡市千代川町明晴6丁目2番1先 亀岡市千代川町明晴6丁目1番7先
12171	明 晴 2 0 号 線	亀岡市千代川町小林植田120番3先 亀岡市千代川町小林植田122番5先
12172	明 晴 2 1 号 線	亀岡市千代川町明晴5丁目6番6先 亀岡市千代川町小林植田124番1先
12173	明 晴 2 2 号 線	亀岡市千代川町明晴5丁目6番4先 亀岡市千代川町明晴5丁目7番8先
12174	明 晴 2 3 号 線	亀岡市千代川町明晴5丁目7番1先 亀岡市千代川町明晴6丁目3番7先
12175	明 晴 2 4 号 線	亀岡市千代川町明晴6丁目3番8先 亀岡市千代川町明晴6丁目4番7先

「揭示済」

亀岡市告示第177号

市道路線の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月22日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	
		終 点	終 点
12143	小林1号線	変更前	亀岡市千代川町小林北ン田49番7先 亀岡市千代川町小林美都路32番先
		変更後	亀岡市千代川町明晴1丁目1番2先 亀岡市千代川町明晴4丁目4番1先
12144	小林2号線	変更前	亀岡市千代川町小林北ン田21番先 亀岡市千代川町小林北ン田13番21先
		変更後	亀岡市千代川町明晴1丁目1番8先 亀岡市千代川町小林北ン田13番21先

「揭示済」

亀岡市告示第178号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和6年8月22日から令和6年9月5日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月22日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点		延長	最小幅員
		終 点	終 点		最大幅員
12152	明晴1号線	亀岡市千代川町明晴1丁目2番4先	亀岡市千代川町明晴3丁目1番1先	212.41m	12.00m
		亀岡市千代川町明晴3丁目1番1先			12.00m

12153	明晴2号線	亀岡市千代川町明晴3丁目3番26先 亀岡市千代川町明晴4丁目4番1先	338.88m	9.00m 9.00m
12154	明晴3号線	亀岡市千代川町明晴2丁目4番3先 亀岡市千代川町明晴2丁目6番4先	115.78m	6.00m 6.00m
12155	明晴4号線	亀岡市千代川町明晴2丁目6番1先 亀岡市千代川町明晴2丁目5番5先	48.50m	6.00m 6.00m
12156	明晴5号線	亀岡市千代川町明晴2丁目6番7先 亀岡市千代川町明晴2丁目9番2先	158.01m	6.00m 6.00m
12157	明晴6号線	亀岡市千代川町明晴2丁目9番8先 亀岡市千代川町明晴2丁目8番5先	60.92m	6.00m 6.00m
12158	明晴7号線	亀岡市千代川町明晴2丁目8番10先 亀岡市千代川町明晴2丁目7番7先	70.45m	6.00m 6.00m
12159	明晴8号線	亀岡市千代川町明晴3丁目1番27先 亀岡市千代川町明晴3丁目2番13先	122.63m	6.00m 6.00m
12160	明晴9号線	亀岡市千代川町明晴4丁目1番1先 亀岡市千代川町明晴3丁目3番14先	102.00m	6.00m 6.00m
12161	明晴10号線	亀岡市千代川町明晴4丁目1番22先 亀岡市千代川町明晴4丁目2番11先	99.25m	6.00m 6.00m
12162	明晴11号線	亀岡市千代川町明晴3丁目2番26先 亀岡市千代川町明晴3丁目3番13先	122.63m	6.00m 6.00m
12163	明晴12号線	亀岡市千代川町明晴4丁目2番22先 亀岡市千代川町明晴4丁目3番11先	99.25m	6.00m 6.00m
12164	明晴13号線	亀岡市千代川町明晴5丁目2番1先 亀岡市千代川町明晴5丁目1番7先	64.56m	6.00m 6.00m
12165	明晴14号線	亀岡市千代川町明晴5丁目3番22先 亀岡市千代川町小林北ノ田131番5先	100.65m	6.00m 6.00m
12166	明晴15号線	亀岡市千代川町明晴5丁目4番22先 亀岡市千代川町明晴5丁目3番11先	102.00m	6.00m 6.00m
12167	明晴16号線	亀岡市千代川町明晴5丁目5番22先 亀岡市千代川町明晴5丁目4番11先	102.00m	6.00m 6.00m
12168	明晴17号線	亀岡市千代川町明晴4丁目4番10先 亀岡市千代川町明晴5丁目6番2先	59.17m	6.00m 6.00m
12169	明晴18号線	亀岡市千代川町明晴6丁目1番11先 亀岡市千代川町明晴6丁目2番12先	207.19m	6.00m 6.00m
12170	明晴19号線	亀岡市千代川町明晴6丁目2番1先 亀岡市千代川町明晴6丁目1番7先	35.87m	6.00m 6.00m
12171	明晴20号線	亀岡市千代川町小林植田120番3先 亀岡市千代川町小林植田122番5先	217.82m	6.00m 6.00m

12172	明晴21号線	亀岡市千代川町明晴5丁目6番6先	290.72m	6.00m
		亀岡市千代川町小林植田124番1先		6.00m
12173	明晴22号線	亀岡市千代川町明晴5丁目6番4先	85.06m	6.00m
		亀岡市千代川町明晴5丁目7番8先		6.00m
12174	明晴23号線	亀岡市千代川町明晴5丁目7番1先	99.15m	6.00m
		亀岡市千代川町明晴6丁目3番7先		6.00m
12175	明晴24号線	亀岡市千代川町明晴6丁目3番8先	105.08m	6.00m
		亀岡市千代川町明晴6丁目4番7先		6.00m

「揭示済」

亀岡市告示第179号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和6年8月22日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和6年8月22日から令和6年9月5日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月22日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	最小幅員
				最大幅員
12144	小林2号線	亀岡市千代川町明晴1丁目1番8先から	93.44m	8.50m
		亀岡市千代川町小林北ン田13番21先まで		8.50m
12145	小林3号線	亀岡市千代川町明晴5丁目15番先から	110.55m	6.00m
		亀岡市千代川町小林植田124番4先まで		6.00m
12152	明晴1号線	亀岡市千代川町明晴1丁目2番4先から	212.41m	12.00m
		亀岡市千代川町明晴3丁目1番1先まで		12.00m
12153	明晴2号線	亀岡市千代川町明晴3丁目3番26先から	338.88m	9.00m
		亀岡市千代川町明晴4丁目4番1先まで		9.00m

12159	明 晴 8 号 線	亀岡市千代川町明晴3丁目1番27先から 亀岡市千代川町明晴3丁目2番13先まで	122.63m	6.00m 6.00m
12160	明 晴 9 号 線	亀岡市千代川町明晴4丁目1番1先から 亀岡市千代川町明晴3丁目3番14先まで	102.00m	6.00m 6.00m
12161	明 晴 1 0 号 線	亀岡市千代川町明晴4丁目1番22先から 亀岡市千代川町明晴4丁目2番11先まで	99.25m	6.00m 6.00m
12162	明 晴 1 1 号 線	亀岡市千代川町明晴3丁目2番26先から 亀岡市千代川町明晴3丁目3番13先まで	122.63m	6.00m 6.00m
12163	明 晴 1 2 号 線	亀岡市千代川町明晴4丁目2番22先から 亀岡市千代川町明晴4丁目3番11先まで	99.25m	6.00m 6.00m
12164	明 晴 1 3 号 線	亀岡市千代川町明晴5丁目2番1先から 亀岡市千代川町明晴5丁目1番7先まで	64.56m	6.00m 6.00m
12165	明 晴 1 4 号 線	亀岡市千代川町明晴5丁目3番22先から 亀岡市千代川町小林北ノ田131番5先まで	100.65m	6.00m 6.00m
12166	明 晴 1 5 号 線	亀岡市千代川町明晴5丁目4番22先から 亀岡市千代川町明晴5丁目3番11先まで	102.00m	6.00m 6.00m
12167	明 晴 1 6 号 線	亀岡市千代川町明晴5丁目5番22先から 亀岡市千代川町明晴5丁目4番11先まで	102.00m	6.00m 6.00m
12169	明 晴 1 8 号 線	亀岡市千代川町明晴6丁目1番11先から 亀岡市千代川町明晴6丁目2番12先まで	207.19m	6.00m 6.00m
12170	明 晴 1 9 号 線	亀岡市千代川町明晴6丁目2番1先から 亀岡市千代川町明晴6丁目1番7先まで	35.87m	6.00m 6.00m
12171	明 晴 2 0 号 線	亀岡市千代川町小林植田120番3先から 亀岡市千代川町小林植田122番5先まで	217.82m	6.00m 6.00m
12172	明 晴 2 1 号 線	亀岡市千代川町明晴5丁目6番6先から 亀岡市千代川町小林植田124番1先まで	290.72m	6.00m 6.00m
12174	明 晴 2 3 号 線	亀岡市千代川町明晴5丁目7番1先から 亀岡市千代川町明晴6丁目3番7先まで	99.15m	6.00m 6.00m
12175	明 晴 2 4 号 線	亀岡市千代川町明晴6丁目3番8先から 亀岡市千代川町明晴6丁目4番7先まで	105.08m	6.00m 6.00m

「揭示済」

亀岡市告示第180号

亀岡市低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱（令和5年亀岡市告示第132号）の一部を次のように改正する。

令和6年8月23日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条に次の3号を加える。

- (5) 令和6年8月26日から実施する亀岡市低所得世帯支援給付金（新たに住民税非課税となる世帯）（以下「第5次給付金」という。）
- (6) 令和6年8月26日から実施する亀岡市低所得世帯支援給付金（新たに住民税均等割のみ課税となる世帯）（以下「第6次給付金」という。）
- (7) 令和6年8月26日から実施する亀岡市低所得世帯支援給付金（新たに対象となるこども加算）（以下「第7次給付金」という。）

第3条に次の5項を加える。

- 8 第5次給付金の支給対象者については、第1項の規定を準用する。この場合において、第1項中「第1次給付金」とあるのは「第5次給付金」と、「令和5年6月1日」とあるのは「令和6年6月3日」と、「第1次基準日」とあるのは「第3次基準日」と、「令和5年度分」とあるのは「令和6年度分」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 9 第6次給付金の支給対象者については、第4項の規定を準用する。この場合において、第4項中「第3次給付金」とあるのは「第6次給付金」と、「第2次基準日」とあるのは「第3次基準日」と、「令和5年度分」とあるのは「令和6年度分」と、それぞれ読み替

えるものとする。

- 10 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主は、第5次給付金及び第6次給付金の支給の対象としない。
 - (1) 他の市町村等から第5次給付金又は第6次給付金と同様の趣旨の他の給付金等の支給を受けた世帯
 - (2) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
 - (3) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯
 - (4) 令和6年1月2日以降に国外から入国し、本市に転入した者のみで構成される世帯
 - (5) 第2次給付金又は第3次給付金の支給の対象であった世帯（他の市町村等で同趣旨の給付金等の支給対象であった世帯を含む。）
 - 11 第7次給付金の支給対象者については、第6項の規定を準用する。この場合において、第6項中「第4次給付金」とあるのは「第7次給付金」と、「第2次給付金又は第3次給付金」とあるのは「第5次給付金又は第6次給付金」と、「第2次基準日」とあるのは「第3次基準日」と、「次項」とあるのは「第12項」と、それぞれ読み替えるものとする。
 - 12 前項の規定にかかわらず、児童のみで構成される単身世帯の世帯主は第7次給付金の支給の対象としない。
- 第4条に次の2項を加える。
- 5 第5次給付金及び第6次給付金の支給額は、1世帯当たり100,000円とする。
 - 6 第7次給付金の支給額は、前条第11項において準用する同条第6項各号に該当する児童（以下「新たに対象となる児童」という。）1人当たり50,000円とする。

第5条第1項中「基準日」の次に「(第1次給付金にあつては第1次基準日、第2次給付金、第3次給付金及び第4次給付金にあつては第2次基準日、第5次給付金、第6次給付金及び第7次給付金にあつては第3次基準日をいう。以下同じ。)」を加える。

第7条第2項中「対象児童」を「対象児童等(対象児童及び新たに対象となる児童をいう。以下同じ。)」に改める。

第8条第2項中「対象児童」を「対象児童等」に改める。

第10条に次の2項を加える。

7 第5次給付金、第6次給付金及び第7次給付金の申請受付開始日は、令和6年8月27日とする。

8 第5次給付金、第6次給付金及び第7次給付金に係る確認書等の提出期限は、令和6年10月31日とする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

第13条第1項中「又は第6項」を「、第6項又は第8項」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別記第1項第1号中「(第1次基準日又は第2次基準日をいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第181号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により都市計画を変更した

ので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年8月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

南丹都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

亀岡市千代川町明晴2丁目

亀岡市千代川町明晴4丁目

亀岡市千代川町明晴5丁目

亀岡市千代川町明晴6丁目

亀岡市千代川町高野林腰前

亀岡市千代川町小林北ン田

亀岡市千代川町小林植田

亀岡市安町中島

亀岡市篠町浄法寺茱萸谷

亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷

亀岡市篠町篠芦原

亀岡市篠町篠松ケ池

亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目

亀岡市曾我部町寺蔵床

亀岡市曾我部町寺北条

亀岡市大井町並河2丁目

亀岡市大井町並河前脇

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第182号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地について、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和6年8月26日

亀岡市長 桂川孝裕

変更前の区域及び面積

区域	面積(m ²)
千代川町高野林腰前3番1	1,459
千代川町高野林腰前6番1	568
千代川町高野林腰前7番1	26
千代川町高野林高ノ畑40番1	558
千代川町高野林高ノ畑42番	393
千代川町小林北ノ田15番2	1,084
千代川町小林北ノ田44番	2,056
千代川町小林北ノ田79番	604
千代川町小林北ノ田81番	241
千代川町小林北ノ田84番	1,669
千代川町小林北ノ田94番	333
千代川町小林北ノ田95番	218
千代川町小林北ノ田98番1	461
千代川町小林北ノ田113番1・120番合併	495
千代川町小林美都路20番	1,051
千代川町小林美都路25番	1,127
千代川町小林植田22番5	113
千代川町小林植田64番	684
千代川町小林植田65番2	350
千代川町小林植田66番	350
千代川町小林植田67番	1,606
千代川町小林植田93番	1,150
篠町篠上西山35番1	4,885
篠町篠上西山35番2	3,140
24筆	24,621

変更後の区域及び面積

区域	面積(m ²)
千代川町明晴2丁目1番1	677
千代川町明晴2丁目9番1	839
千代川町明晴2丁目9番4	289
千代川町明晴2丁目9番6	228
千代川町明晴2丁目10番2	353
千代川町明晴4丁目4番8	536
千代川町明晴4丁目4番9	83
千代川町明晴4丁目4番10	112
千代川町明晴5丁目6番5	289
千代川町明晴5丁目6番6	1,283
千代川町明晴5丁目7番4	204
千代川町明晴5丁目7番5	220
千代川町明晴5丁目7番6	398
千代川町明晴6丁目3番4	925
千代川町明晴6丁目3番5	135
千代川町明晴6丁目3番6	257
千代川町明晴6丁目3番7	772
千代川町明晴6丁目3番8	172
千代川町小林北ノ田130番1	500
篠町夕日ヶ丘4丁目11番1	3,040
篠町夕日ヶ丘4丁目11番2	2,476
篠町夕日ヶ丘4丁目11番3	373
篠町夕日ヶ丘4丁目11番4	145
篠町夕日ヶ丘4丁目11番5	154
篠町夕日ヶ丘4丁目11番6	175
篠町夕日ヶ丘4丁目12番1	2,153
篠町夕日ヶ丘4丁目12番2	2,204
篠町夕日ヶ丘4丁目12番3	454
28筆	19,446

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第69号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市高野林・小林土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 組合の名称
亀岡市高野林・小林土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成29年8月23日から
令和10年3月31日まで
- 3 施行地区
亀岡市千代川町高野林北ン田、東田、高ノ畑、小林北ン田及び植田の各一部、明晴一丁目、明晴二丁目、明晴三丁目、明晴四丁目、明晴五丁目及び明晴六丁目
- 4 事務所の所在地
(変更前) 亀岡市千代川町小林植田105番地2
(変更後) 亀岡市千代川町明晴二丁目4番地1
- 5 設立認可の年月日
平成29年8月23日
- 6 変更認可の年月日
令和6年8月1日

「揭示済」

亀岡市公告第70号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和6年8月6日

亀岡市長 桂川孝裕

入札事項	亀岡市公有地の売却（元保津8区農機具保管庫及び珠算教室の跡地） 売却する物件：亀岡市保津町上火無28番42 宅地 754.36㎡（実測）
入札日時及び 入札場所	令和6年10月17日（木曜日） 入札：午前10時から午前10時40分まで 開札：午前11時から 場所：亀岡市役所4階入札室
入札参加資格	日本国内に居住している者。ただし、次のアからオまでに該当する者は参加できない。 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者 イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者 ウ 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者 エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者 オ 亀岡市税に滞納がある者
参加申込み	この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。
参加申込受付 期間及び場所	参加申込みは、次の期間内に亀岡市役所1階財産管理課（14番窓口）にて受け付ける。 令和6年8月13日（火曜日）から令和6年9月13日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
実施要領及び 入札参加申込 書等の配布	「亀岡市公有地の売却について（亀岡市保津町上火無28番42）：実施要領【令和6年10月17日入札実施】」として、令和6年8月6日（火曜日）から亀岡市ホームページにて配布する。入手できない場合は亀岡市財産管理課に問い合わせること。
予定価格（最 低売却価格） の有無	予定価格（最低売却価格）を次のとおり設定する。 12,000,000円

土地の利用及び留意事項

入札する物件は、次の土地利用条件等が付される。

ア 本物件は市街化調整区域内にあるが、自己用住宅などの指定用途の建築物の立地（開発・建築許可）を可能とする「既存集落まちづくり区域指定制度」の指定区域であるため、自己用住宅などの建築が検討できる土地。当該地での建築に係る計画や申請などに際しては、必ず事前に亀岡市都市計画課に相談の上、都市計画法の開発許可制度に係る協議や手続を進めること。

イ 土地利用に関する主な用途：定住やUターンなどの移住促進のため、自己用住宅又は非自己用住宅を建築すること。ただし、店舗、事務所等を建築する場合は、住宅を併設すること。なお、閑静な住宅街であることから、工作機械等、騒音や振動により周辺環境に影響を及ぼすものは設置できない。周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した自己用住宅等の建築を購入者が事業主として行うこととし、購入者自らが一切建築に着手することなく第三者に譲渡することは固く禁ずる。概ね3年以内に住宅にて利用し、事業用地のみの利用は対象外とする。

ウ 給水に関する条件：北側市道内には配水管（H P P E φ 5 0 mm）が布設されている。当該地の北東部市道側にφ 1 3 mmの給水引込みがあり、開栓手続により水道の使用が可能。別途給水装置工事（新設・改造・撤去）を行う場合は、工事費及び申込み時に加入金や申請手数料が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。

エ 下排水に関する条件：北側市道側に公共汚水樹が2箇所設置されている。別途公共汚水樹の新設、改修、撤去及び宅地内排水設備工事を行う場合は関係課と十分協議、調整を行うこと。なお、当該地の受益者負担金は完納されている。

オ 都市計画法、建築基準法、建築基準法施行条例（京都府）、亀岡市宅地開発等に関する条例など亀岡市の関係条例、その他全ての関係法令等を遵守するとともに、土地利用の状況に応じて関係機関、関係課等と十分協議、調整の上、適切に処理すること。

カ 本物件は契約締結時における現状有姿のまま売り渡す。ただし、北西角に設置している亀岡市掲示板については、亀岡市で撤去する。

キ 本物件は、土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行ってない。各調査を実施する必要がある場合は、買受人の費用負担で行うこと。また、これらに関して本物件の引渡し後に不測の損害が生じた場合でも、亀岡市は一切の責任を負わない。

ク 本物件は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている。

ケ 本物件は、引渡しの日から2年間に限り民法第562条から第564条までに定める契約不適合責任を負う。

	<p>コ 土地利用、工事等にあたり、近隣住民に対して誠意をもって対応することとし、亀岡市は関与しない。なお、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び新施設を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、購入者の責任において対応すること。</p> <p>サ 接道条件や敷地内の高低差などを含め、現地及び周辺環境の状況を購入者自身で確認の上、入札参加すること。</p>
土地の用途制限	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しないこと。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項までに規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。</p>
無効な入札	<p>次の入札は無効とする。</p> <p>ア 入札参加資格のない者がした入札</p> <p>イ 指定の時刻までに提出しなかった入札</p> <p>ウ 所定の入札書によらない入札</p> <p>エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札</p> <p>オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札</p> <p>カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札</p> <p>キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札</p> <p>ク 入札金額を訂正した入札</p> <p>ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札</p> <p>コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札</p>
落札者の決定方法	<p>予定価格（最低売却価格）以上の額の入札のうち、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。</p>
入札保証金及び契約保証金	<p>入札保証金（現金又は小切手）は入札額の5%以上、契約保証金は契約金額の10%以上とする。</p>
その他	<p>入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市保津町上火無28番42）：実施要領【令和6年10月17日入札実施】」で確認し、全て承知、承諾の上、入札参加すること。</p>
問い合わせ先	<p>亀岡市会計管理室財産管理課 電話0771-25-5160</p>

「揭示済」

亀岡市公告第71号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年8月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|---|------------|
| (1) 工事番号 | 6道改第4号 | |
| (2) 工事名 | 市道湯谷区道線道路改良工事（その10） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市東別院町湯谷地内 | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=892.3m W=5.0m | |
| | 防草コンクリート t=100 | A=2,005.9㎡ |
| | As舗装（表層：再生密粒度As t=50） | A=592.8㎡ |
| | グルーピング舗装 縦溝 | A=786.4㎡ |
| | 横溝 | L=33.9m |
| | 転石処分 | V=170.3㎥ |
| (6) 予定価格（税込） | 37,977,500円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜）34,525,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和7年3月14日まで | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | |
| (12) 入札保証金 | 免除 | |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者 | |

が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年8月6日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年8月6日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年8月19日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年8月20日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年8月21日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年8月16日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年8月21日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年8月23日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	令和6年8月27日（火） 午前9時から午後5時まで 令和6年8月28日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年8月29日（木） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先） 亀岡市 総務部 契約検査課 （電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第72号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年8月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工事番号 | 6自防第4号 |
| (2) 工事名 | 亀岡市防災拠点備蓄倉庫等新築工事（建築） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市吉川町穴川野水地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | 防災拠点施設新築工事
防災備蓄倉庫
鉄骨造 平屋建 延べ面積 297.00㎡
防災トイレ
木造 平屋建 延べ面積 87.48㎡ |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から令和7年3月31日まで |
| (7) 部分払 | 無 |
| (8) 前金払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過していること、工程表により各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、既に行われた当該会計年度における工事に要する経費が、各会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は各会計年度における出来高予定額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に |

関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載

することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年8月20日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年8月20日（火） 午後1時から なお、設計図書（図面）は、 令和6年8月20日（火）午後1時から 令和6年9月10日（火）午後5時まで （閉庁日及び閉庁時間は除く。）	共通事項2のとおり ※設計図書（図面） については、亀岡市 役所3階契約検査課 にて、令和6年度亀 岡市建設工事入札参 加資格審査におい て、「建築一式工 事」の「A等級」に 認定されたものに配 布
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年9月2日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年9月3日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年9月4日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり

質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年8月30日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年9月4日（水）午後3時まで	共通事項5-1のとおり	
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年9月6日（金）午後5時まで	共通事項5-1のとおり	
入札期間	令和6年9月11日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年9月12日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり	
予定価格の公表	令和6年9月12日（木）午後4時以降	入札情報公開システムによる	
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年9月17日（火）正午まで	共通事項5-2のとおり	
予定価格に関する質問への回答	令和6年9月18日（水）午後5時まで	共通事項5-2のとおり	
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年9月18日（水） 午前10時	令和6年9月19日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和6年9月19日（木） 午前9時から午後3時まで	令和6年9月20日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年9月19日（木） 午後3時以降	令和6年9月20日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

※ 設計図書（図面）については、令和6年8月20日（火）午後1時から令和6年9月10日（火）午後5時までの間（閉庁日及び閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定されたものに配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事実施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和6年8月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市篠町篠観音芝13の1

(関連区域)

亀岡市篠町篠観音芝9の12の一部、9の31の一部、12の2の一部、13の2、14の2の一部、市有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都市中京区西ノ京南大炊御門町18の1
渡邊 京子

「揭示済」

亀岡市公告第74号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり公表する。

令和6年8月22日

亀岡市長 桂川孝裕

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

国又は地方公共団体の機関名	請求事由、閲覧事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省 自衛隊京都地方協力本部	自衛官及び自衛官候補生、防衛大学の学生、防衛医科大学校の学生に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため	令和6年1月24日から令和6年1月26日まで	亀岡市全域 平成14年4月2日出生から平成15年4月1日出生まで及び平成18年4月2日出生から平成19年4月1日出生までの日本人男女

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧者の名称及び代表者名 《委託者の氏名、名称及び代表者名又は機関名》	申出事由、閲覧事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 インテージリサーチ 代表取締役社長 村上 清幸 《国土交通省観光庁観光戦略課 課長 田島 聖一》	「2023年度「旅行・観光消費動向調査」」のための対象者抽出	令和5年5月16日	大井町土田1丁目、土田2丁目 85件
株式会社エム・アールビジネス 代表取締役 榎谷 忠則 《京都府知事 西脇 隆俊》	「京都府民意識調査」のための対象者抽出	令和5年5月23日 令和5年5月30日	旭町、安町、下矢田町、河原町、河原林町、吉川町、宮前町、古世町、三宅町、篠町、西つつじヶ丘、西町、西別院町、千歳町、千代川町、曾我部町、大井町、中矢田町、東つつじヶ丘、東別院町、東本梅町、南つつじヶ丘、馬路町、畑野町、穂田野町、保津町、北河原町、北古世町、本梅町、余部町、旅籠町 18歳以上の男女301件
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 《公益財団法人新聞通信調査会 理事長 西沢 豊》	「第16回メディアに関する全国世論調査」のための対象者抽出	令和5年5月25日	篠町野条（馬場、イカノ辻南、イカノ辻北） 18歳以上の日本人の男女 20件

閲覧者の名称及び代表者名 《委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名》	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 《朝日新聞社 代表取締役社長 中村 史郎》	「2023年新聞およびWeb 利用に関する総合調 査」のための対象者抽出	令和5年7月6日	蕨田野町佐伯 15歳以上の男女23件
一般社団法人 輿論科学協会 理事長 井田 潤治 《総務省大臣官房総括審議官 (情報通信担当) 鈴木 信也》	「通信利用動向調査」の ための対象者抽出	令和5年7月20日	追分町、曾我部町学ヶ丘、大 井町並河、南つつじヶ丘桜台 1丁目 20歳以上の男女172件
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 《内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 廣瀬 健司》	「森林と生活に関する世 論調査」のための対象者 抽出	令和5年9月7日	東別院町鎌倉 18歳以上の日本人の男女 16件
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 《株式会社 時事通信社 代表取締役社長 境 克彦》	「住民意識調査(暮らし と環境に関する世論調 査)」のための対象者抽 出	令和5年9月7日	保津町 20歳以上の日本人の男女 23件
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士郎 《独立行政法人国立病院機構久里 浜医療センター 松下 幸生》	「国民の娯楽と健康に関 するアンケート」のため の対象者抽出	令和5年9月27日	北河原町2丁目 18歳以上74歳以下の日本人の 男女57件
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 《内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 廣瀬 健司》	「生活設計と年金に関す る世論調査」のために対 象者抽出	令和5年9月28日	篠町見晴2丁目 18歳以上の日本人の男女 15件
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 《内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 廣瀬 健司》	「社会意識に関する世論 調査」のための対象者抽 出	令和5年10月12日	篠町馬堀東垣内、広道、池ノ 下 18歳以上の日本人の男女 15件
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 《東京大学社会学研究所 所長 玄田 有史》	「キャリアと技能形成に 関する全国オンライン調 査」のための対象者抽出	令和5年11月16日	曾我部町寺 25歳以上39歳以下の男女 20件
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 《立命館大学産業社会学部 学部長 黒田 学》	「中高年期の家族生活に ついての全国調査」のた めの対象者抽出	令和5年12月14日	千代川町北ノ庄、千代川町千 原、千代川町千原1丁目2丁目 50歳以上70歳以下の男女 23件

「揭示済」

亀岡市公告第75号

令和6年7月31日付け亀岡市公告第65号で公告した亀岡市都市計画公聴会の開催について、亀岡市都市計画公聴会規則（平成25年亀岡市規則第18号）第10条の規定により次のとおり開催を中止する。

令和6年8月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 中止する公聴会の日時及び場所

- (1) 日時
令和6年8月30日
午後2時00分から午後4時00分まで
- (2) 場所
亀岡市役所1階市民ホール

2 作成しようとする都市計画原案の概要

- (1) 都市計画の種類
南丹都市計画用途地域の変更
- (2) 用途地域を変更する区域
亀岡市篠町篠芦原、上長尾、下長尾、鍋倉、牧田、向谷、松ヶ池及び洗川、森下タン条及び向坂並びに王子西長尾の各一部

3 中止の理由

公述申出書が提出期限である令和6年8月22日（木）までに提出されなかったため。

「揭示済」

亀岡市公告第76号

エンゲージメントを高める亀岡市公式LINEアカウント構築・運用業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年8月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

- (1) 業務名
エンゲージメントを高める亀岡市公式LINEアカウント構築・運用業務
- (2) 業務内容
システム構築、運用保守、調査・相談対応、想定外のシステム停止への対応、バージョンアップ対応、利用方法の周知等に係る一式
- (3) 業務期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 見積限度額
2,684,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、エンゲージメントを高める亀岡市公式LINEアカウント構築・運用業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第77号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年8月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|-------------|---|---------------------|
| (1) 工事番号 | 区第1号 | |
| (2) 工事名 | 市道高野林12号線他道路改良工事 | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市千代川町明晴二丁目 地内ほか | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=75m、W=6.0m | |
| | 道路土工 | 1式 |
| | 擁壁工 重力式擁壁 | V=110m ³ |
| | カルバート工 プレキャストボックス | L=14m |
| | 排水構造物工 プレキャストL型側溝 | L=45m |
| | 自由勾配側溝 | L=28m |
| | 現場打ち街渠柵 | N=3箇所 |
| | 現場打ち集水柵 | N=1箇所 |
| | 舗装工 下層・上層路盤 | A=262m ² |
| | 表層 | A=168m ² |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から令和7年3月11日まで | |
| (7) 部分払 | 無 | |
| (8) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | |

- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年8月30日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年8月30日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年9月9日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年9月10日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年9月11日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年9月6日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年9月11日（水）午後3時まで	共通事項5-1のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年9月13日（金） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和6年9月19日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年9月20日（金） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和6年9月20日（金）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年9月25日（水）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和6年9月26日（木）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年9月26日（木） 午前10時	令和6年9月27日（金） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和6年9月27日（金） 午前9時から午後3時まで	令和6年9月30日（月） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年9月27日（金） 午後3時以降	令和6年9月30日（月） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が

- 入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
 - (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
 - (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事実施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
 - (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

松枝尚哉

亀岡市政の円滑な運営に資するため職員不祥事防止の徹底及び庁内におけるコンプライアンス推進に係るコンプライアンス監として参与に委嘱します

任期は令和7年7月31日までとします

酒井忠繁

高木信義

山内節子

井上幸子

筒井淳一

(各 通)

木久依子

寺田直人

峰島厚

中村雄一

原田寿樹

駒井伸一郎

亀岡市障害者施策推進協議会委員に委嘱します

令和6年8月1日

薬師寺公夫

桂喜久子

川勝哲也

木曾利廣

(各 通)

小泉浩子

國府美幸

服部義彌

堀下孝次

杜恵美子

坪井良夫

亀岡市人権尊重推進審議会委員に委嘱します

任期は令和8年8月7日までとします

令和6年8月8日

平松直人
(各 通) 玉記道子
大津一則

亀岡市男女共同参画審議会委員に委嘱します
任期は令和7年2月6日までとします

令和6年8月26日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年8月1日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 齊藤一義

令和5年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>まちづくり推進部 都市整備課</p> <p>(ア) 保津川水辺公園の指定管理について、基本協定に付属する仕様書に規定する管理責任者及び防火管理者並びに非常時の具体的な対応計画及び緊急時連絡先等について、市に報告する際の方法が明記されていなかった。</p> <p>上記については書面で報告するよう、仕様書に明記されたい。</p>	<p>保津川水辺公園の指定管理については、令和7年末で現指定管理者の任期が満了となることから、今年度、新たに指定管理者の募集及び選定を行うこととなりますので、今回の募集に係る仕様書等には、報告方法として書面又は電子データで提出することを記載します。</p>
<p>まちづくり推進部 建築住宅課</p> <p>(ア) 駐車場等使用料の収入済額1,652,166円について、調定が行われることなく収納されていた。</p> <p>地方自治法第231条に、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と定められている。</p> <p>規定に基づき、適切な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 入居者から家賃と駐車場使用料の合計額を住宅使用料として徴収し、駐車場等使用料に科目を振</p>	<p>指摘事項について、調定処理をおこなった。今後は、担当職員をはじめ複数人で進捗確認を行うことで、適切な調定処理が行われるよう徹底する。</p> <p>指摘事項について、調定更正及び収入振替手続きを行った。今後は、担当職員をは</p>

り替える手続きが行われていなかった。

亀岡市財務規則第50条第1項に、「収入命令権者は、収入命令を発した収入金について、会計、会計年度又は収入科目に誤りがあることを発見したときは、直ちにこれを更正しなければならない。」と定められており、第2項には、「収入命令権者は、前項の規定により会計、会計年度又は収入科目に誤りがある収入金について更正をするときは、更正の調定をするとともに、振替伝票を作成し、直ちに出納機関に対し振替命令を発しなければならない。」と定められている。

規定に基づき、適切な事務処理をされたい。

市民生活部 市民課

(7) 火葬場使用料において、火葬場使用許可証の交付日以降の納付が見受けられた。亀岡市営火葬場条例第6条に、「使用料は、前納とし、使用許可の際これを徴収する」と定められている。

条例に基づき適正な事務処理をされたい。

じめ複数人で進捗確認を行うことで、適切な調定及び振替処理が行われるよう徹底する。

火葬場使用料は、前納であることを事前に亀岡市ホームページ等で周知するとともに、亀岡市営火葬場との連携を行うこととなる葬儀業者からも利用者に対して周知してもらうよう依頼を行った（令和6年3月～6月に亀岡市内に事業所のある葬儀社8社に通知済み）。

併せて、火葬場使用許可証の許可日を納期限とする納付書の発行をするよう見直しを行い、使用料の納付を確認した後に火葬場使用許可証を交付する事務処理に改めることとした。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法第22条第1項による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により、登録月の1日の直後の亀岡市の休日を定める条例第1条に定める市の休日以外の日に次のように変更する。

令和6年8月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

変更前 令和6年9月1日
変更後 令和6年9月2日

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第11号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

令和6年8月26日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

- 1 廃止処理日
令和6年8月26日
- 2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
71	関口建設株式会社	関口 清司	亀岡市北古世町1丁目1番5号

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第12号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

令和6年8月26日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和6年8月26日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
260	さくら設備	小谷 勝己	福知山市長田小字大谷208-62 ベルロードA 105

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第13号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

令和6年8月26日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和6年8月26日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
189	中井設備	中井 勝実	亀岡市古世町3丁目13-19

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第14号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

令和6年8月26日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和6年8月26日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
63	匠建左工業	平井 幹雄	亀岡市旭町宮林13

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第15号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

令和6年8月26日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和6年8月26日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
37	株式会社MG Linovation	江田 淳	亀岡市安町25

「揭示済」